

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）
修 正 素 案

令和7年12月

神奈川県

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の各章節の主な修正事項の一覧

体系	修正の主な内容	
第1章 地震災害対策の計画的な推進		
第1節 計画の目的、位置づけ	・体系図の構成を整理 ・南海トラフ地震防災対策推進地域に綾瀬市を追加	
第3節 地震被害の想定	・令和5年度から6年度にかけて実施した地震被害想定調査結果を踏まえ、被害想定結果等を修正	
第4節 神奈川県地震防災戦略	・神奈川県地震防災戦略の改定を踏まえ、対象期間、基本的な考え方、重点施策などを修正	
第6節 地震災害対策計画の推進主体との役割	・指定地方行政機関の指定を踏まえ、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）を追加	
第2章 都市の安全性の向上		
第9節 建築物等の安全確保対策	・1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅やマンション、2000年以前に建てられた新耐震基準の木造住宅などについて、市町村による耐震化の取組への支援を追加	
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	・発災後における概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機の導入を追加 ・通信断絶時でも情報の受伝達が可能な衛星通信機器の配備を追加	
第3節 救助・救急、消火活動体制の充実	・民間ヘリコプターのチャーター機による災害時の要員や物資の輸送等を追加	
第5節 避難対策	・かながわ防災パーソナルサポートなどによる避難に関する情報の提供を追加	

体 系		修正の主な内容
第 7 節	要配慮者等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の防災業務計画を踏まえ、災害時に社会福祉施設等の被害状況などを把握する厚生労働省の災害時情報共有システムを活用していることを追加 ・厚生労働省の防災業務計画を踏まえ、災害時に社会福祉施設等の情報を迅速に収集するため、関係部局や社会福祉施設等の職員に対して、災害時情報共有システムの操作等に係る訓練の定期的な実施に努める必要があることを追加 ・消防庁の防災業務計画を踏まえ、市町村の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、市町村に対してデジタル技術を活用するよう助言等を行うことを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、市町村の個別避難計画作成を促進するため、市町村と連携して避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努力することを追加 ・市町村と連携して災害時情報共有システムを活用するなど、社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行うことを追加
第 9 節	医療・救護・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県災害時保健医療救護計画の改定を踏まえ、災害時の医療救護活動についての協定の締結先に神奈川県放射線技師会を追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るために継続的な研修・訓練を実施することを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、平時から保健医療福祉調整本部の関係機関等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めることを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害支援ナース協定締結施設に災害支援ナースの派遣を要請することを追加
第 10 節	文教対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害時における児童・生徒の学びの継続のため、災害により教職員が被災者となった場合に備え、災害時の教職員の確保を図る必要があることを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、児童・生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用することを追加
第 11 節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 4 月の道路法等の改正において、大規模な災害が発生した場合に緊急輸送の確保を図るため、協議会における協議を経て、道路啓開計画を定めることや災害時における代行制度の拡充などが行われたことを追加 ・災害対策基本法施行令等の一部改正を踏まえ、発災前の緊急通行（輸送）車両の確認申出手続を追加

体 系		修正の主な内容
	第 13 節 ライフライ ンの応急復 旧対策	・防災基本計画の修正を踏まえ、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることを追加
	第 15 節 広域応援体 制等の拡充	・防災基本計画の修正を踏まえ、県が被災した場合は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、保健医療福祉調整本部において、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等のもとへ派遣することを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害支援ナースの派遣、活動の調整に関する取組を追加
	第 16 節 県民の自主 防災活動の 拡充強化	・消防団によるかながわ版ディザスター・シティの活用の促進を追加
	第 17 節 災害救援ボ ランティア 活動の充実 強化	・防災基本計画の修正を踏まえ、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ることを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めることを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、災害中間支援組織等と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図ることを追加
	第 18 節 防災知識の 普及	・県民の自助と共助の意識の向上を図る手段として、神奈川防災、かながわ防災パーソナルサポート、私の被害想定などを追加 ・大地震と風水害による複合災害のリスクに関する普及啓発と注意喚起の強化を追加
	第 20 節 災害救助実 施体制の充 実	・災害対策基本法及び災害救助法の改正を踏まえ、災害救助事務の対象に福祉サービスの提供を追加
第 4 章 災害時の応急活動対策		
第 1 節	災害時情報 の収集・伝 達と災害対 策本部等の 設置	・民間ヘリコプターのチャーター機による、発災後における上空からの概略的被害状況の確認を追加 ・かながわ防災パーソナルサポートなどのS N Sを活用した広報を追加 ・通信断絶時でも情報の受伝達を可能とする衛星通信機器の活用を追加

体 系		修正の主な内容
	第 5 節 飲料水、食 料及び生活 必需物資等 の調達・供 給活動	<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画の修正を踏まえ、水道事業者（県営水道を除く）は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水に努めることを追加 防災基本計画の修正を踏まえ、県営水道は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で県営水道給水区域内の市町と連携して、応急給水計画を策定することを追加
	第 7 節 緊急輸送の ための交通 の確保、緊 急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> 輸送手段として、民間ヘリコプターのチャーター機を追加
	第 11 節 被災者等へ の 情 報 提 供、相談、 物価の安定 等に関する 活動	<ul style="list-style-type: none"> かながわ防災パーソナルサポートなどのSNSを活用した被災者等への情報提供を追加
第 5 章 復旧・復興対策		
前文		<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画の修正を踏まえ、道路管理者とインフラ事業者は連携した復旧が行えるよう関係機関との連携体制の整備・強化を図ることを追加
第 6 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応		
第 2 節	防災対応	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒対応における情報提供のフロー図を更新 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民や企業の防災対応として、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えを追加 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施すること、及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、原則、運行規制はせず、巨大地震の発生に備えた、従業員一人ひとりへの避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底等を追加